

なければならない重大な時となる」(134 ページ)のである。

こうした世界の人口およびアメリカ合衆国の人口を展望したハウザー教授は、最後に「現在のアメリカの爆発的な人口増加率を低下させるには、産児制限を現在よりも広く普及する必要がある」(149 ページ)と強調し、つづけて、二つのことをつけ加える。「第1は、アメリカ人によって利用され得る、また利用されている産児制限の手段のあるものには反対があるが、これによって、責任ある親という考え方の必要を否定し、混乱させてはならないことである。第2は……出生率をコントロールする方法のうちどれがよいかという議論よりもっと重要なことは、個人にとっても家庭にとっても、国にとっても全世界にとっても、責任ある親にならねばならないことを認識することである」と述べて本書を結んでいる。

以上、これまで原著で「人口展望」と題する本書の展望を行ったのであるが、本書がもともと大学の講演会での三つの講義をもとに整理されたものであるから、内容は合衆国人口についての啓蒙書なのであるが、わざわざ巻末に「注」として、各章に使われた文献や資料のリス

トことごとくを掲載してある点は、本書の討議がいかに正確な資料に基づいて広範囲になされたものであるかを読者にしめす意味において、これは圧巻である。

1960年に出版された本書が、いまごろになって改めて訳出されたことは、とくに啓蒙書である点からしていささかタイミングのはずれた感を読者にあたえるかもしれない。しかし、人口に目をむける者にとって、人口研究の基本である人口の生物学的側面(人口の自然増加、つまり出生や死亡など)および人口の社会的側面(主として人口移動)を基盤にすえて、社会をとりまく人口の諸条件を縦横に論じたハウザー教授の学識の広さを知るうえに格好の書物であり、とくに人種問題を除けばわが国の人口の将来と、人口の都市集中の課題についても、そのまま日本の資料を通じてつづり直して意味のある体系を備えていることは、平易にして得るところの多い労作というべきであろう。私が1961年にシカゴ大学でハウザー教授のセミナーに出席していたころには、すでにこの書が留学生のあいだでとくに話題になっていただけに、この書の書評をするに当たって、ことのほか懐しい思い出にひたるのである。(安川正彬 慶応大学教授)

近 藤 文 二 編

『社会保険入門』

有斐閣 昭和43年 260 ページ

「社会保険から社会保障への前進はすでに始まっている。多くの人たちは、このように考えている。しかし、もしそれが、社会保険の社会扶助化、すなわち、保険による相互扶助から、租税による生活保障への進展という意味であれば、この考えは誤っている。なぜならば、そのことはときには、社会保険の公的扶助化を意味し、一歩誤れば救貧制度の普遍化ということになりかねないからである。したがって、かりに資本の法則がこれを求めてやまないとしても、労働者階級はそれに強く反対しなければならない。」(237頁)

これが本書の編者近藤文二氏によって記された、「結び」の章の冒頭の一節である。名著『社会保険』の著者として、また社会保障制度審議会をはじめとする各種審議会・委員会の報告書作成の有力メンバーとして、戦後

日本のこの分野における発達に大きな足跡を残した近藤教授の全理論がここに要約されているがゆえに、われわれ後進の者はその重みに十分の敬意を表さなければならない。しかもなお、編者をはじめ7人の執筆者によって分担されたこの著作を読み終って率直に感ずることは、各章に展開された理論の間に現われている、旧きものから新しきものへの転回の気配であろう。

近藤理論は、社会政策の本質が労働力の保全にあり、これは資本主義体制の維持を目的とする近代国家が、階級闘争緩和の政策を取ることによって貫徹されるという規定に立脚している。社会保険はこの社会政策を構成する一分野であり、したがってその本質は所得再分配による労働力保全であって、この所得保障の手段として保険の技術が用いられることになる。ここに保険の原則とし

て、個々の保険契約についての給付・反対給付均等の原則と、一保険集団全体としての収支相等の原則が立てられ、社会保険は社会政策の一分野として所得の再分配を行うために、その拠出を被保険者相互はもとより、雇主や国にも割当るがゆえに、結果としては、収支相等原則のみが守られる。ところが資本主義が全般的な危機の段階にいたると、この収支相等の維持が困難になって、資本は社会保険の公的扶助化をはかろうとする。しかし労働者階級は、社会保険の原則を守ってこれを社会保障の中心とすることにより、この制度が扶助や救済に転落することを防止しうる、ということになるのである。

これに対して第4章「社会保障と国民経済」を担当する藤沢益夫氏は、社会保障が大不況による社会不安の緩和という「政治」効果と同時に、有効需要の喚起や購買力平準化による独占資本主義下の市場問題打開という「経済」効果を持つことを重視する。「第2次大戦後各国で本格的に導入された社会保障は、まさに国民経済循環の消費過程にたいするこの国家介入を代表する制度であって、両大戦間の大量失業・貧困の恒常的存在のまゝに、部分的な社会保険や限定的公的扶助の個別配置がほとんど無力であった教訓を受けるとともに、現代の生活不安蔓延が国民経済基調の変化から生ずることの自覚から必然化された生活保障の最近の再編強化形態である。」(148頁)これは生産過程や労働市場における資本対賃労働の対抗関係に社会問題の本質を求め、これに対する労働保護や組合法認から社会保険にいたる社会政策の発展が、資本主義の危機に直面して扶助に転落する形態として社会保障を把握するというよりは、むしろ生産・交換・資源配分の総過程を経済変動の局面において総括し、その危機段階で現われる総合的な体制維持政策の一環として社会保障を位置づけようとするものであろう。

もとより近藤理論も、社会保険から社会保障への段階においては、労働力の保全や階級闘争の緩和は、国民の最低生活保障の陰にかくれて、社会政策にかかわって福祉国家論が登場することを認めるものであるが、しかし資本主義経済の体制が存続するかぎり、社会政策の本質は何等かの形態で貫徹するのであって、「このことは、社会保障は完全雇用政策と最低賃金制度を前提とするといわれることによっても明らかである」(12頁)ことの方が強調される。しかしこの点について、第5章における大前朔郎氏の所論は、社会保険と最低賃金制とを「独占段階の社会政策」(197頁)と一応規定した後に、構造的失業除去の手段として社会保障制度と完全雇用政策とを「メダルの裏と表」(208頁)の関係におき、それをふま

えて有効な最低賃金制を欠く日本の社会保障を批判する、という論理展開になっているとみてよからう。

これは社会保障の国際比較においても、藤沢氏が「資本主義国が成熟の遅速にかかわらず捲き込まれた全般的危機に対処して、不可避免的に実行を迫られる包括的生活保障の国家的実施」であるという「本質上の同質性」を指摘することに通ずる(161頁)。これに対して「発展の不均等に規定される労使対立の特異性」が各国制度の個別的類型を規定することになるが、ここに大陸諸国にみられる職域保険の並立配置と、北欧などの地域保険の接合配置との2類型が区別され、イギリスは北欧と同様の「均一原則」をとりながら特殊経路をたどったものと判定される(165頁)。佐口卓氏も第3章において、被用者保険を根幹とする大陸型と、国民にたいするサービスを中心とする北欧型とを区別し、イギリスを後者に分類する(62頁)。ところで近藤理論の証明としてしばしばあげられるのは、ベヴァリジ構想の中心をなすものが社会保険による所得保障だということであった。しかし各国制度の2類型論によれば、均一拠出と均一給付というイギリスの社会保険は、むしろサービス中心の制度に結びつくものであって、もしも社会保障が保険原則を中心とするものであるとすれば、その典型はもっぱら報酬比例の原則に依拠してきた西ドイツ等に求められなければならないまい。社会保障成立の契機は、たしかに不況による社会保険収支バランスの崩壊と、その扶助化にともなう国家財政の圧迫にあったとはいえ、政策の根本問題が経済循環の総過程における危機の克服にあった以上、この克服に当って取られた政策の全体系の中で、社会保障もまた一定の位置をあたえられることになったとみるべきであろう。この場合藤沢氏も指摘するごとく、職域保険の強い伝統よりは、むしろ地方自治をふまえた地域的相互扶助組織の発達のほうが、社会保障の成立に有利な条件であったとも考えられよう。

また日本の制度をどのような型に分類すべきかについて、佐口氏は大陸型と北欧型の混合型か、あるいは多少北欧型に傾斜していると評価(63頁)するが、藤沢氏はむしろ大陸=比例型に近いという判断に立つ(166頁)。近藤氏がアメリカの社会保障を社会福祉事業や公的扶助に重点を置いた制度と規定する場合(19頁)、社会保険制度調査会から社会保障制度審議会にいたる戦後日本の社会保障計画が、いずれもベヴァリジ計画を基礎とする保険型所得保障中心であったのに対して、占領下に推進されたのは生活保護と社会事業に傾斜した制度であったことへの批判が含まれていると思われる。しかし、とりわ

け昭和30年以後推進された日本社会保障の道は、むしろ職域保険の分立に主導されたものであり、30年代前半の地域保険を主とする医療の皆保険、同じく後半の生活扶助基準引上げ等による給付底上げ等も、結局この大勢を変えるものではなかったというべきであろう。

この戦後日本の社会保障発達史は、小川喜一氏によって第2章に展開されているが、その社会保障制度に関する勧告の出た昭和25年と、新国保法成立の前年とによる三時期区分については、その論拠が必ずしも明らかでない。審議会勧告は、その発表の段階ではほとんど現実の政策には影響をあたえるものではなかったし、たまたもし新生活保護法の成立を重視するとしても、保護行政の実質的な転換点としては、むしろ23年夏の第8次扶助基準改訂を取るべきであろう。また皆保険計画の発表にしても、その発端は29年に発足した経済自立6ヵ年計画に社会保障についての何等の計画もなく、30年の経済白書が「戦後は終わった」と宣言したのに対して、その年の暮に「戦後はまだ終わらない」ことを主張して、第1回の厚生白書が刊行された時に求められるべきではあるまいか。あるいはこのような日本型社会保障が一応その効力を発揮しだす時期としては、国保の普及を一段落するとともに国民年金の保険料徴収が開始され、かつ生活扶助基準の引上げとその算定方法の変更がなされた36年に注目すべきであろう。22年の労災・失業保険の制定を経て翌年までに健保・年金についても一応の戦後対策がとられ、かつ扶助基準算定のマーケット・バスケット方式が採用される反面に保護人員の整理が行われ、やがて24年下半年のデフレと失業に直面する転換点としても、23年に注目すべきであろう。

第3章では日本の社会保障の現状が、各執筆者によって分担解説される。まず医療保険についての佐口氏の見解は、保険が現物給付であり、しかも保険事故の発生が、医師に対する患者の受診によってはじめて確認され、しかもその程度いかんは診断の結果によって決定されるものである以上、この結果と保険計算の基礎とされる診療規格との間に一致がえられることは期待できず、保険主義を貫けば医療費償還制、現物給付を守れば医療公営の方向へ進まざるをえない、ということである。これはかつて医療保障委員会が下した結論とも一致するものであり、この論理自体の中にはそのいずれの方向を望ましいとするかという価値判断は含まれていないとはいえ、このいずれにも徹底しえないところに保険財政の赤字原因があることは明白である。この原因を除去するために、もしも保険原則による医療保障の道を選ばないとすれば、

医療そのものを保障する供給側の「社会化」計画がいかなるものであるかについての医療担当者——医師・看護婦・その他医療技術者・病院経営担当者等——の意見が問われなければならないであろう。

ついで年金保険は、第5章の企業内福祉・労働者福祉とともに、黒住章氏の担当である。ここでは拠出制年金の受給者が少く、受給金額も低いことが、基金の積立方式や運用への被保険者参加の問題と関連づけて論じられているのが注目される。ただし現在すでに修正積立方式化している厚生年金の受給資格期間や文給開始年齢を緩和した場合、基金の積立額にどの程度の影響があり、それがまた基金の運用、その利子収入を通じて掛金へどのように影響するか等の具体的検討を望むことは、本書の「入門」的性格からは無理な注文であろうか。また大前氏の担当による失業保険の部分については、とりわけ30年以後の高度成長期に入って、それが失業者に対する所得保障から、次第に労働力の流動化を含む雇用対策へと転化する過程が重要であろう。とくに30年の失業保険法改正が、朝鮮休戦後の不況から保険財政を守るための給付引下げであったのに対して、その後経済成長下の雇用政策が、この低い給付を基準とする職安行政として展開されたことに注意すべきではないであろうか。そこには元来大不況による大量失業を政策の対象として発足した社会保障が、その「メダルの裏」である完全雇用政策の一応の成功によって、かえって自らを完全雇用下の産業構造変動に取りのこされる貧困問題に適合するために変貌せざるをえない過程が認められるからである。

この新しい貧困問題の性格については、小山路男氏が公的扶助と社会福祉事業の項で関説するところであるが、「外見上は一般世帯とほとんど変わらない生活を送りながら、しかもたえず貧困化の要因をかかえている階層」(142頁)のもつ生活構造上の特性と、このような階層を大量に発生させる経済成長と産業構造変動との関連が重要である。これが一方では在来の貧困者を対象とした社会事業や福祉施設を、次第に一般市民生活に不可欠なサービスや施設化するとともに、他方では貧乏線を規定する最低生活水準、行政的には生活保護の扶助基準を、肉体的生存の栄養学的必要などによっては一義的に決定しにくいものとしていえると考えられるからである。スラムに対するセツトルメント活動に端を発するコミュニティ・オーガニゼーションが、次第に地域福祉活動への一般住民の参加を組織化する方向に発展しつつあるのも、その現れの一つといわなければならないまい。

(中鉢正美 慶応大学教授)